たかしん奨学ローン

令和5年4月現在

商品名 （愛　称）	たかしん奨学ローン
ご利用 いただける方	○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○年齢満20歳以上65歳未満の方(但し、完済時70歳未満の方) ○安定した収入が継続してある方 ○三菱UFJニコス㈱の保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	大学、短大等の入学金・授業料等教育資金および下宿代等就学にかかる費用 ※ただし、遊興費、娯楽費等は除きます ※支払後1ヵ月以内であれば、自己資金にて支払った授業料等も対象となります ○ご融資方法は、当座貸越方式（IDカード発行）です ○ご融資限度額内で上記資金が必要の都度、支払伝票に署名・押印していただきご融資実行ができます ○ご融資実行時にお使いみちが確認できる書類をご用意ください
ご融資限度額 （貸越限度額）	10万円以上500万円以内（1万円単位・1円未満切り上げ）
ご利用期間	11年以内 ただし、在学期間中（最長4年間）の据置期間を含む ※IDカードにご融資限度額、ご返済開始日、最終期限が記載されています
ご融資利率	当金庫所定利率による ※ご融資利率は、金利情勢などに応じ変動する場合があります
ご返済方法	元利均等毎月返済　（利息後払い） 元金据置期間中はお利息のみ毎月お支払いいただきます
担保	不要
保証	三菱UFJニコス㈱ ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、三菱UFJニコス㈱がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は三菱UFJニコス㈱に対して支払い義務が生じます

保証人	○原則として不要です 但し、保証会社三菱UFJニコス㈱が必要と認めた場合は保証人が必要となります
手数料 （消費税込）	○ご融資実行時に用紙代1通につき550円をいただきます
お取扱期間	随　時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率・保証料やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○当座貸越ご契約時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

高崎信用金庫